

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当特例給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、児童手当特例給付事務における特定個人情報を取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

## 公表日

平成30年8月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当特例給付事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、中学3年生までの児童を養育する者へ手当を支給する制度。  【番号法別表第一に関する事務】 ①児童手当・特例給付認定・額改定請求書の受理。 ②支給資格の審査(請求者及び配偶者の所得、健康保険、児童の住民票) ③児童手当及び特例給付の支給。 ④サービス検索・電子申請機能での受領 ⑤マイナポータルお知らせ機能での通知  【番号法別表第二に関する事務】 ①支給に関する所得区分判定に必要な地方税関係情報の照会。 ②支給に関する費用区分判定に必要な年金給付関係情報の照会。 ③児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報の提供。
③システムの名称	児童手当、中間サーバー、団体内統合宛名、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
地方税関係情報、年金給付関係情報、住民基本台帳、児童手当支給情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1.番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 (26、30、87の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 (74、75の項)  2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  (主務省令における情報提供の根拠) 第19条、第44条 ※別表第二の30の項については、主務省令未公布。  (主務省令における情報照会の根拠) 第40条、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども応援課
②所属長の役職名	こども応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 こども応援課 TEL092-408-1037
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 こども応援課 TEL092-408-1037

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年6月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年6月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

